笛吹市告示第 D13号

捕獲犬の抑留について

笛吹市犬取締条例第3条第1項により、犬を捕獲抑留したので同条第2項の定めるところにより公示する。

犬の所有者は、12月5日までに笛吹市役所本庁にて引き取りの手続きをしてください。

記

1. 捕獲期日 令和7年12月2日

2. 捕獲場所 笛吹市八代町北地内

3. 犬の特徴 柴犬風 雄 中型 白・茶色 茶色の首輪

4. 抑留期間 令和7年12月3日より3日間

5. 抑留場所 笛吹市役所 本庁

令和7年12月2日

笛吹市長 山下 政樹